

# 山梨県公報

号外第五十四号	日
平成二十六年 九月二十日	曜 火

## 田 次 規 則

- 山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部を改正する規則
- 山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則

## 規 則

### 山梨県規則第三十一号

山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年山梨県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第一条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「以下「法」」を「次条第一項において「法」」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」に、「以下「施行令」」を

(山梨県職業訓練手当支給規則の一部改正)  
第一条 山梨県職業訓練手当支給規則(昭和三十八年山梨県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十一号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「永住帰国(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「第十一条の永住帰国した」を「第一条第四項に規定する永住帰国をいう。以下この号において同じ。」に改め、「中国残留邦人等」の下に「(同条第一項に規定する中国残留邦人等をいう。)」を加え、「労働省通達昭和五十六年職発第三百一十号及び訓発第百二十四号の別添三「広域求職活動費支給要領」一の(1)に規定する者」を「同法第六条第二項に規定する親族等」に改める。

(山梨県事務委任規則の一部改正)

第三条 山梨県事務委任規則(昭和四十三年山梨県規則第十四号)の一部を次のように

「同条第二項における「施行令」」に沿ふる。

第一号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」は「第八十五条又は刑法」や「(昭和二十五年法律第144号)第85条又は刑法(明治40年法律第45号)」に沿ふる。

第二号様式中「金融機関」と「評価積算額」を「金融機関名及び店舗名」と「評価積算額」に改める。

改正する。

第三条第六号を次のように改める。

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）に関する次のこと。

イ 第十四条第一項に規定する支援給付に関する事務であつて、同条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法に基づくもの（第三号イからリまで及びルからヨまでに掲げる事務に限る。）

ロ 第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給に関する事務であつて、同

条第三項において準用する第十四条第四項の規定によりその例によることとさ

れる生活保護法に基づくもの（第三号イからリまで、ル及びワからヨまでに掲

げる事務に限る。）

ハ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法

律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に

規定する支援給付に関する事務であつて、同条第二項において準用する第十四

条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法に基づくもの（第

三号イからリまで及びルからヨまでに掲げる事務に限る。）

（山梨県宮住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第四条 山梨県宮住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号を次のように改める。

三 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は次に掲げる支援給付のいすれかを受けている者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一

項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国後の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二百六号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）

ロ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法

律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付

附 則  
（施行期日）  
1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、第一条の規定による改正後の山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

### 山梨県規則第三十二号

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

山梨県知事 横内正明

（山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第一条 山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年山梨県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第一条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子及び

及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に、「以下「省令」」を「第十九条において「省令」」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（定義）  
第一条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 事業開始資金 母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金をいう。  
二 事業継続資金 母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金をいう。  
三 修学資金 母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金をいう。  
四 技能習得資金 母子技能習得資金、父子技能習得資金及び寡婦技能習得資金をいう。  
五 修業資金 母子修業資金、父子修業資金及び寡婦修業資金をいう。

六 就職支度資金 母子就職支度資金、父子就職支度資金及び寡婦就職支度資金をいう。

七 医療介護資金 母子医療介護資金、父子医療介護資金及び寡婦医療介護資金をいう。

八 生活資金 母子生活資金、父子生活資金及び寡婦生活資金をいう。

九 住宅資金 母子住宅資金、父子住宅資金及び寡婦住宅資金をいう。

十 転宅資金 母子転宅資金、父子転宅資金及び寡婦転宅資金をいう。

十一 就学支度資金 母子就学支度資金、父子就学支度資金及び寡婦就学支度資金をいう。

をいう。

十二 結婚資金 母子結婚資金、父子結婚資金及び寡婦結婚資金をいう。

十二条中「(令第三十七条第二項において準用する場合を含む。)及び第九条第一項(令第三十八条において準用する場合を含む。)に規定する」を「の保証人及び令第九条第一項の」に、「以下」を「第一号において」に、「いう」を「総称する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、令第三十一条の六第四項の保証人若しくは令第三十七条第四項の保証人又は令第三十一条の七若しくは第三十八条において準用する令第九条第一項の保証人について準用する。

第三条第一項中「母子福祉資金の」を「資金の」に、「以下「母子福祉資金貸付申請者」を「第一号及び第三号において「申請者」」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付申請書」に改め、同項第一号中「母子福祉資金貸付申請者」を「申請者」に改め、同項に次の二号を加える。

三 申請者が現に二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下この条において「子等」という。)扶養している場合にあつては、当該子等の戸籍謄本

第三条第三項中「前二項の」を「前三項の」に、「資金の貸付けを受けようとする者は、前二項に掲げる」を「知事に提出する申請書には、これらの規定に規定するに、「次表」を「次の表」に、「貸付金」を「資金」に、「当該」を「同表の」に、「知事に」を「添えて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「において準用する法第十三条第一項」を削り、「寡婦福祉資金の」を「資金の」に、「寡婦福祉資金貸付申請者」を「この項において「申請者」」に、「前項に定める申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付申請書(第一号様式)」に改め、同項第一号中「寡婦福祉資金貸付申請者」を「申請者」に改め、同項第二号中「寡婦福祉資金貸付申請者が現に子等」に改め、「前項第一号に定める」を削り、「及び」を「(第二号様式)及び」に改め、同項第三号中「寡婦福祉資金貸付申請者」を「申請者」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第三十一条の六第一項の規定による資金の貸付けを受けようとする者(第一号及び第三号において「申請者」という。)は、母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 申請者及びその扶養する児童の戸籍謄本

二 収入状況明細書(第二号様式)

三 申請者が現に子等を扶養している場合にあつては、当該子等の戸籍謄本に、「貸付金」を「資金」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体(以下「母子・父子福祉団体」)」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付申請書(団体貸付用)」に、「母子・父子福祉団体の定款及び」を「母子・父子福祉団体の定款」に改める。

四 第六条中「母子(寡婦)福祉資金借用証書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金借用証書」に改める。

五 第七条中「保証人」を「当該借受者の保証人」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子(父子)(寡婦)福祉資金借受者氏名・住所変更届」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金借受者氏名・住所変更届」に改める。

六 第八条第一項中「第七条」の下に「、第三十一条の五」を加え、同条第二項中「母子(寡婦)福祉資金貸付金減額申出書」に、「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付金増額申請書」に改める。

七 第九条中「母子(寡婦)福祉資金貸付金減額申出書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付金増額申請書」に、「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付辞退申出書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付辞退申出書」に改める。

八 第九条の二中「(令第三十七条第二項において準用する場合を含む。)」を削り、「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付金減額申出書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付金増額申請書」に改める。

九 第十一条中「(令)を「(令第三十一条の七又は)」に改める。

十 第十二条第一項中「(令)を「(令第三十一条の七又は)」に、「母子(寡婦)福祉資金借受資格喪失届」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金借受資格喪失届」に改め、同条第二項中「前項」を「前項の場合」に、「場合」を「とき」に、「借受者の」を「当該借受者の」に、「又は」を「又は当該借受者の」に改め、同条第三項中「、第十三条(令)を「又は第十三条(令第三十一条の七又は)」に、「又は」を「又は当該借受

者の」に改める。

第十三条中「(令)を「(令第二十一条の七又は」に改める。

第十四条中「(令)を「(令第三十一条の七又は」に、「母子(寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書」に改める。

第十五条中「第三十一一条第四項」を「第二十二条第五項又は第二十二条第五項」に改め、「母子(寡婦)福祉資金償還免除申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書」に改める。

第十六条中「保証人」を「当該借受者の保証人を」に、「母子(寡婦)福祉資金借受保証人変更届」に改める。

第十八条の見出しを「(母子家庭日常生活支援事業等の開始の届出)」に改め、同条中「又は第三十三条第三項」を「(法第二十二条の七第四項において準用する場合を含む。)」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業開始届」を「母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業開始届」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第三十二条第四項の規定による届出は、母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業開始届(第十六号様式)によらなければならぬ。

第十九条の見出しを「(母子家庭日常生活支援事業等の変更の届出)」に改め、同条中「第九条第二項」を「第六条の十七の四又は第七条」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業変更届」を「母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業変更届」に改める。

第二十条の見出しを「(母子家庭日常生活支援事業等の廃止又は休止の届出)」に改め、同条中「第三十三条第四項」を「第三十二条の七第四項又は第三十二条第五項」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届」を「母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届」に改める。

「母子

第一号様式中「母子福祉資金貸付申請書」や「(父子)福祉資金貸付申請書」

「母子

「母子(寡婦)」や「(父子)福祉資金の」

(寡婦)

親・父親・後見人」や「母子及び寡婦福祉法(以下「法」という。)」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法」や「法第13条第2項」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第2項」に改める。

「母子

第四号様式中「母子福祉資金貸付申請書(団体貸付用)」や「(父子)福祉資金貸付申請書(団体貸付用)」、「母子(寡婦)」や「(父子)福祉資金の」

(寡婦)

(3) 寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする場合は、

「母子(寡婦)」や「母子(父子)」や「母子(父子)」

」

法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者

や

」

配偶者の女子であつて現に児童扶養している者

や

」

配偶者のない男子であつて現に児童扶養している者

寡婦

ない つて 扶 る者	配偶者のない 男子であつて 現に児童扶 養している者	寡婦
---------------------	-------------------------------------	----

「貸付けを受けようとする事業に使用さ

扶 る者	配偶者の女子であつて現に児童扶 養している者	や
---------	---------------------------	---

れる者」

や

」

れる者のうち法に定める配偶者のない女子であつて現に児童扶養している者の氏名、住所及び家庭の状況」や「貸付けを受けようとする事業に使用される者」や「母子(寡婦)福祉資金借入金」や「母子(父子)(寡婦)福祉資金借入金」、「3家庭の状況欄には、事業に使用される者が現に扶養している児童及びその他の家族に「3貸付けを受けようとする事業に使用される者の欄は、(1)母子福祉資金の貸付けを受けようとする場合は、(2)父子福祉資金の貸付けを受けようとする場合は、(3)寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする場合は、

次により記入すること。

母子及び父子並びに寡婦福祉法第14条各号に掲げる者について記入する。

母子及び父子並びに寡婦について記入する。

「配偶者のない女子及び」や「配偶者のない女子及び配偶者のない男子並びに」<sup>レ</sup>、「法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者」や「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者及び配偶者のない男子であつて現に児童を扶養している者並びに寡婦」<sup>レ</sup>を含む。

「配偶者のない女子及び配偶者のない女子及び配偶者のない男子並びに」<sup>レ</sup>、「法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者」や「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者及び配偶者のない男子であつて現に児童を扶養している者並びに寡婦」<sup>レ</sup>を含む。

「母子住所〔母子・父子福祉団体にあつては、〕」「母子住所〔主たる事務所の所在地〕」

「母子住所〔母子・父子福祉団体にあつては、〕」や「母子住所〔名称及び代表者の氏名〕」

「連帯保証人住所〔母子・父子福祉団体にあつては、〕」

「連帯借受人住所〔母子・父子福祉団体にあつては、〕」

「母子住所〔母子・父子福祉団体にあつては、〕」

「母子住所〔母子・父子福祉団体にあつては、〕」や「母子住所〔母子・父子福祉資金借用証書〕」

「母子住所〔母子・父子福祉団体にあつては、〕」

「母子住所〔母子・父子福祉団体にあつては、〕」や「母子住所〔母子・父子福祉資金借用証書〕」

「母子住所〔母子・父子福祉団体にあつては、〕」

「母子住所〔母子・父子福祉団体にあつては、〕」や「母子住所〔母子・父子福祉資金借用証書〕」

「母子住所〔母子・父子福祉団体にあつては、〕」

「母子住所〔母子・父子福祉団体にあつては、〕」や「母子住所〔母子・父子福祉資金借用証書〕」

「母子住所〔母子・父子福祉団体にあつては、〕」

のとおり氏名、住所を「次のとおり」<sup>レ</sup>を含む。

「母子住所〔母子・父子福祉資金貸付金増額申請書〕」や「母子住所〔母子・父子福祉資金貸付金〕」

「母子増額申請書」「母子(寡婦)福祉資金の」や「(父子)福祉資金の」<sup>レ</sup>を含む。

「母子(寡婦)福祉資金貸付金減額申出書」「母子(父子)福祉資金貸付金減額申出書」<sup>レ</sup>を含む。

「母子(寡婦)福祉資金貸付辞退申出書」「母子(父子)福祉資金貸付辞退申出書」<sup>レ</sup>を含む。

「母子(寡婦)福祉資金の」や「(父子)福祉資金の」<sup>レ</sup>を含む。

年月日 ) に沿る。

第十一号様式「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」や「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」を「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」に改める。

償還金支払猶予申請書」や「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」を「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」に改める。

第十回様式「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」を「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」に改める。

除申請書」や「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」を「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」に改める。

第十五回様式「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」を「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」に改める。

保証人変更届

に沿る。

第十六回様式「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業開始届」や「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」を「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」に改める。

事業計画書」や「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業変更届」や「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」を「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」に改める。

第十七条様式「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」を「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」に改める。

業に」や「母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業に」、「変更したいので、母子及び寡婦福祉法施行規則第4条(第9条第2項において準用する同規則第2条の4)の規定により」や「変更したので」、「変更する」或る「変更しようとする」や「変更した」に沿る。

第十八回様式「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届」や「母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届」、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業を」や「母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業を」、「母子及び寡婦福祉法第21条(第33条第4項において準用する同法第23条)の規定により届け出ます」や「届け出ます」、「する理由」や「する年月日」に沿る。

(山梨県職業訓練手当支給規則の一部改正)

第11条 山梨県職業訓練手当支給規則(昭和三十八年山梨県規則第五十四号)の一部を次のよべに改正する。

第一項第九号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「同項第五号の」を「同項第五号に規定する」に改める。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第三条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十一号)の一部を次のよべに改正する。

別表第一の四の表子育て支援課の部五の款中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同款1の項中「第三十二条第一項」を「第三十二条の七第三項又は第三十三条第三項」に、「居宅における介護等の措置の解除」を「日常生活等に係る便宜の供与等の措置の解除等」に改め、同款2の項及び3の項中「第三十二条第四項」を「第三十二条の七第四項又は第三十三条第五項」に改める。

(山梨県障害者居住条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県障害者居住条例施行規則(平成五年山梨県規則第七十一号)の一部を次のよべに改正する。

別表第一の二の項口(4)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 1)の規則は、平成三十六年十月一日から施行する。

2 第1条の規定による改正前の山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則(次項において「旧規則」といふ)に定める様式による用紙は、前項の間、所要の調整をして使用する。

3 「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業」を「母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業」に改める。

この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、第一条の規定による改正後の山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番